（記載上の注意）

1　「当期会員利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者の利用高の額を、「当期会員以外利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者の利用高の額を、それぞれ記載すること。

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

2　老人福祉事業

（単位：千円、%）

	当期利用高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
老人福祉事業				

（記載上の注意）

1　「当期会員利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者（法第10条第22項の規定によりこれらの者とみなされる者を含む。以下この様式において同じ。）の利用高の額を、「当期会員以外利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者の利用高の額を、それぞれ記載すること。

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十八号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第三項、第十九条第五項及び第二十条第二項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十一条第四項及び第百十八条第五項に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「五人」を「四人」に改める。

第二十二条の見出し中「並びに」の下に「企画官、」を、「新事業創出専門官」の下に「、六次産業化専門官」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「企画官一人、」を加え、「三人」を「一人」に改め、「二人」の下に「、六次産業化専門官二人」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　六次産業化専門官は、命を受けて、農林水産業と食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業及び関連事業との連携に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十二条第五項中「、命を受けて」を削り、「創出」の下に「、農林水産業との連携」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　企画官は、食品産業企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち総合食料局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三十三条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第四項中「、命を受けて」を削る。

第四十六条第一項中「二人」を削り、「数理官」の下に「それぞれ」を加え、同条第六項中「、命を受けて」を削る。

第五十八条の見出し及び同条第一項中「及び環境資源保全官」を「、環境資源保全官及び地すべり地質対策官」に改め、同条に次の一項を加える。

8　地すべり地質対策官は、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第百六十五条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第百六十六条第五号中「農村計画部の所掌に属するもの」を「地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関すること」に改める。

第二百二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二百六条第一項中「東海農政局」を「北陸農政局及び東海農政局」に改める。

第二百十四条第三号中「農村計画部の所掌に属するもの」を「地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関すること」に改める。

第二百五十二条第二項中「三人」を「二人」に改め、同条第四項中「八課」を「七課」に、「五人」を「四人」に、「用地第一課」を「用地第二課」に改め、同条第五項中「用地第一課」を「用地課」に改め、「買収」の下に「及び補償」を加え、「、用地第二課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の補償に関する事務を」を削る。

第二百五十七条の二第四項中「八課」を「七課」に、「四人」を「三人」に、「工事第二課」を「工事第二課」に改め、同条第五項中「、工事第三課は工事第一課及び工事第二課の所掌に属しない工事の実施に関する事務を」を削る。

第二百五十七条の三第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第三項中「、命を受けて」を削る。

第二百六十三条第四項中「十一課」を「九課」に、「用地調整官一人」を「用地調整官二人」に、「用地第二課」を「用地第二課」に、「施設機械第一課」を「施設機械課」に改め、同条第五項中「及び東部幹線水路」を「、東部幹線水路及び南部幹線水路」に改め、「、用地第三課は吉野川下流域地区南部幹線水路に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を」を削り、「施設機械第一課」を「施設機械課」に改め、「農業用施設機械」の下に「及び電気通信設備」を加え、「、施設機械第二課は電気通信設備に関する事務を」を削り、同条第六項中「用地調整官は」の下に「、命を受けて」を加える。

第二百六十七条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十七条に次の一項を加える。

8　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十八条中第七項を第十一項とし、第六項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。